

定 款

株式会社アップガレージグループ

令和	5年	4月	1日	一部変更
令和	5年	3月	30日	一部変更
令和	4年	6月	28日	一部変更
令和	3年	6月	29日	一部変更
令和	3年	6月	28日	一部変更
令和	3年	5月	1日	一部変更
令和	2年	6月	29日	一部変更
令和	2年	4月	1日	一部変更
平成	31年	1月	21日	一部変更
平成	29年	7月	7日	一部変更
平成	28年	6月	24日	一部変更
平成	26年	4月	1日	会社成立

株式会社アップガレージグループ

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社アップガレージグループと称し、英文では、UP GARAGE GROUP Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の各号の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理する事業

- (1) 自動車、自動二輪車、自転車、産業車両その他の輸送用機器及びその部品、附属用品の売買、輸出入、賃貸並びにそれらの仲介、斡旋
- (2) タイヤ、チューブ、フラップ及びその他タイヤ関連品の売買、輸出入、賃貸、修理、脱着作業並びにバランス測定
- (3) 自動車、自動二輪車、自転車、産業車両その他の輸送用機器の点検、修理、整備及び塗装並びにそれらの仲介、斡旋
- (4) 自動車、自動二輪車、自転車、産業車両その他の輸送用機器の点検、修理、整備及び塗装に使用する機械、工具等の売買、輸出入、賃貸並びにそれらの仲介、斡旋
- (5) 自動車、自動二輪車、自転車、産業車両その他の輸送用機器の検査、整備等に関する指導、相談業務
- (6) ガソリン、オイル、プロパン及び重油、白灯油の売買、輸出入並びにその仲介、斡旋
- (7) 日用品雑貨、スポーツ用品その他の物品の売買、輸出入、賃貸及びその仲介、斡旋
- (8) コンピュータ、通信機器、それらの周辺機器の売買、輸出入、賃貸及び設置並びに管理、保守
- (9) フランチャイズチェーンシステムによる上記各号の事業の加盟店の募集及び加盟店の運営支援業務
- (10) ソフトウェアの開発、販売、賃貸並びにソフトウェアの利用に関するコンサルティング業務
- (11) オンラインショップ等のウェブサイトの運営、企画、開発及び販売、賃貸並びに管理、保守
- (12) インターネット等を利用した物品の通信販売業
- (13) 古物営業

- (14) 広告代理店業
 - (15) 労働者派遣事業
 - (16) 倉庫業
 - (17) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
 - (18) コマーシャルの企画、立案及び制作
 - (19) 映像、音楽、画像、音声、美術、文芸その他のコンテンツ及びそのCD、DVDその他の記録物の企画、制作、配信、出版及び販売
 - (20) 音楽ソフトに関するCD、DVDその他の記録物の原盤の企画及び製作並びにそれらの受託
 - (21) 音楽著作物の取得、保有、管理、運用及びそれらの仲介
 - (22) 音楽著作物の利用の開発
 - (23) 楽譜その他の出版物の企画、編集、デザイン、制作及び出版
 - (24) 広告、宣伝、販売促進及びマーケティングの企画、立案、制作、実施、コンサルティング、代行、取次及び代理
 - (25) キャラクター商品の企画、開発、デザイン、製作及び販売
 - (26) キャラクターに関する著作物その他の知的財産権の取得、保有、管理、運用、使用許諾、販売及びそれらの仲介
 - (27) 有料職業紹介事業
 - (28) 不動産の保有、賃貸借、利用及び管理
 - (29) 不動産の売買、交換、賃貸借並びにそれらの代理、仲介及び斡旋
 - (30) 前各号に附帯関連する一切の事業
2. 前項各号及びこれに附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、25,344,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。

(株主総会の招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役会長がいる場合は、取締役会長が招集し、議長となる。

2 取締役社長（取締役会長がいる場合は、取締役会長及び取締役社長）に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、法定代理人の場合はこの限りでない。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないこ

とができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役の選定)

第22条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議により、代表取締役の中から取締役社長1名を選定する。また、取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集、議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役会長がいる場合は、取締役会長が招集し、議長となる。

2 取締役社長（取締役会長がいる場合は、取締役会長及び取締役社長）に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わって招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則によるものとする。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

(非業務執行取締役等との責任限定契約)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第42条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの配当金には利息を付けない。